

会 員 各 位

(一社)山形県LPガス協会

「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の施行に関するQ&Aについて  
(お知らせ)

標記につきまして、(一社)全国LPガス協会(全L協)より、連絡がありましたのでお知らせいたします。

国土交通省から令和7年6月11日に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制やトラック事業者への委託次数の制限等に関する規定については、令和8年4月1日から施行されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

《改正内容》

- ・荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となり得る。
- ・違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等が「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となる。

更に、LPガス配送トラックの見解については、国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課(以下「貨物流通事業課」という。)より、

- ・白ナンバートラックの使用目的は自家用乗用車と同義であり、自社のLPガスを自社の車で運ぶことを目的とした上で運賃による利益が発生しなければ、違法行為に当たらない。
- ・ただし、自社のLPガスを委託会社が運んでいて、運賃の請求を受けている場合は、その委託会社は緑ナンバートラックが前提となっている。

※ 全L協では、会員の皆様から、LPガスを配送するトラックに関する質問内容について、貨物流通事業課に確認し示された回答を踏まえ、別添1のとおり分かり易いようにQ&Aを作成しておりますので、ご活用ください。

なお、白ナンバートラックの運用が法令に抵触しないか等の最終的な確認につきましては、管轄の地方運輸支局へ直接お問い合わせをお願いいたします。

〈問い合わせ先：山形運輸支局 輸送・監査部門 TEL 023-686-4711〉

※ 協会ホームページ(会員のみなさまへ)に、改正貨物自動車運送事業法 Q&A及び運送契約締結時の書面交付義務化(リーフレット)を掲載していますのでご活用ください。

〈協会ホームページ <https://yamagatalpg.jp>〉

以上